

## 保育提供体制の確保のための実施計画について

### 1 趣旨

国は、「保育提供体制の確保のための財政支援に関する実施方針」に基づき、待機児童対策や地域課題等に係る補助事業の補助率を嵩上げする等の財政支援を行うこととしており、市区町村に「保育提供体制の確保のための実施計画」（以下、「実施計画」という）の提出を求めています。

市区町村は、財政支援を受けるために「実施計画」を作成し、以下の内容について地方版子ども・子育て会議等で承認を得るなど、市区町村における意思決定を行った上で、都道府県に提出することになります。

承認については、会議日程等の理由により事後となる場合も含むとされており、本市におきましては、本案件について、既に神奈川県に「実施計画」を提出していることから、本会議において事後承認をいただくものです。

- (1) 市区町村全域の「保育提供体制の確保のための実施計画」（様式1-1）
- (2) 保育提供区域ごとの「保育提供体制の確保のための実施計画」（様式1-2）
- (3) 保育需要と提供体制における課題（様式2）

なお、(1)～(3)の内容については、別添のとおり

### 2 「実施計画」について

令和11年度までの各年度の「就学前児童数」・「申込者数（保育ニーズ）」を人口動態や就業状況等により年齢区分ごとに適切に見込み、見込んだ「申込者数（保育ニーズ）」に対応する「利用定員数（整備量）」が確保できる5か年の全体計画を策定しております。

以 上